

申請による換価の猶予の概要

地：地方税法 条例：池田市市税条例

要件	納税者または特別徴収義務者の申請に基づいて、次のすべてに該当するとき ①市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある ②納付について誠実な意思を有すると認められる ③猶予を受けようとする市税以外の滞納（猶予中のものを除く）がない（地１５の６①）
申請時期	納期限から６か月以内（地１５の６①、条例６の６）
猶予期間	申請書に記載された始期（※１）から１年以内 ただし、猶予期間経過後においても、納税者または特別徴収義務者の事業が廃止、休止しているなどやむを得ない理由がある時はさらに一年延長可。（地１５の６①③（地１５①④）） ※１ 申請日を始期とする。ただし、申請日が第１期納期限より以前であるときは、第１期納期限の翌日を始期とする。また災害を受けた場合など猶予該当事実の生じた日があきらかな場合は、その猶予該当事実が生じた日を始期とする。
猶予する対象・金額	未納の市税であり、納付すべき徴収金額（地１５の６①（地１５①））
納入方法	猶予する期間内の各月で分割して納付する。（地１５の６③（地１５③））
必要書類	①換価猶予申請書（延長をする場合は換価猶予の期間延長申請書） ②猶予対象明細書（申請者からの聴取等に基づき市側で作成します。） ③納付（納入）すべき徴収金明細書（申請者からの聴取等に基づき市側で作成します。） ④納付計画書 ⑤要件に該当することを証明する書類（り災証明書、資産廃棄関係書類、休廃業届の写しなど） ⑥財産目録 ⑦収支の明細書 ⑧担保提供書（猶予金額が１００万円以下の場合、猶予期間が３か月以内の場合又は担保を提供できない特別の事情がある場合は不要） （地１５の６の２①②③（地１５③）） ※②、③の書類は市側で作成するため、ご本人様が作成いただく必要はありません。ただし、猶予対象を正確に把握する必要があるため、猶予を希望される市税の納税通知書の写しや納付書の写し等を別途ご提出ください。 ※⑥、⑦の書類について、最近（２か月程度）の国税や社会保険料の納税の猶予申請書および猶予許可通知書の写しが提出されれば、省略が可能です。
不許可とすることができる場合	次のいずれかに該当する場合 ①猶予期間内に完納できないとき ②職員の質問に答弁せず、検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき ③不当な目的で申請されたとき ④上記に類する場合（地１５の６の２③（地１５の２⑨））
通知	次の場合に本人に通知する。 ①許可した場合 ②不許可にした場合 ③猶予を取り消す場合（地１５の６の２③（地１５の２の２））
効果	必要と認められる場合、差押を猶予しまたは解除する。（地１５の６の３）
取り消し	次のいずれかに該当する場合 ①分割納付を履行しない ②財産の状況、事情の変化により猶予の継続が適当でないとき ③繰上徴収事由が発生した場合
延滞金	通常年９.１％ ⇒ 年１.３％（令和８年中の割合） ※ただし、財産の状況が著しく不良で、他の税等が軽減又は免除されたときや、事業または生活の状況により延滞金の納付を困難とするやむを得ない理由があるときは全額免除。（地１５の９）
その他	時効は更新し、徴収猶予期間中は進行しない。（地１８の２④）